

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	川端 美季 (かわばた みき)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第 761 号
○授与年月日	2011 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	近代日本における公衆浴場の衛生史的研究
○審査委員	(主査) 松原 洋子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 小泉 義之 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 天田 城介 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 瀧澤 利行 (茨城大学教育学部教授)

### <論文の内容の要旨>

本論文は、近代日本の公衆浴場を公衆衛生史のなかに位置づけて論じた最初の本格的な研究である。公衆浴場はかつて「湯屋」と呼ばれ、近世の都市に暮らす庶民に親しまれた社交の場であったが、近代以降、「湯屋」は次第に公衆衛生的管理の対象としての「公衆浴場」になった。公衆浴場に対する公衆衛生的管理が最も顕著な形で現れたのが、大正期を中心に行政によって設置された「公設浴場」である。本論文は公設浴場の歴史的展開に注目し、公衆浴場が公衆衛生行政に組み込まれた過程を明らかにした。

本論文は序章・終章を含めて全 7 章からなる。まず先行研究を検討し、これまで入浴に関する文化史・風俗史的なアプローチが中心で、公衆浴場と公衆衛生の結びつきが歴史的に検証されてこなかった、あるいは日本の公衆衛生史においても医学的側面が主要な関心であるため、公衆浴場が周縁に配置されてきたとした。そして欧米の公衆浴場運動史を参照しながら、日本でもその影響下で公衆衛生に関する社会事業として「公設浴場」が行政によって設置されたことに注目する。さらに日本の特徴として公設浴場の設置・運営が民間の公衆浴場の普及と密接に関係していたことを指摘し、公衆浴場の公衆衛生史的研究において公設浴場を基軸とすることの意義を確認した(序章)。続いて公衆浴場の前史として、近世から明治初期の湯屋の状況と法規制について述べる。江戸時代に散発的に取り締まられてきた湯屋は、明治になると内務省所轄の警察の管轄下に置かれ、東京府の「湯屋取締規則」(1879 年)を皮切りに各地で防火設備の整備、湯水の処理、感染症患者等の入浴禁止などの規制がなされた。この取締規則により建築構造や運営方法が標準化され、公衆浴場

という施設の近代化が進んだ（第1章）。一方、明治期から大正期にかけて、知識人中心に近代的な衛生学的知識を国民生活に導入するための衛生運動が展開され、欧米の衛生関係施設や制度の視察なども盛んに行われた。明治初期には近世の養生書の入浴観を受け継ぐ記述も見られるが、明治20年代以降は浴槽の湯の水質検査に基づき公衆浴場の衛生が問題とされるようになった。さらに、衛生的観点から労働者や細民の入浴環境が問題視されるようになり、公設浴場の設置も課題とされるようになった（第2章）。社会事業家・生江孝之の『欧米視察 細民と救済』（1912年）では、欧米の公衆浴場運動の経緯や、欧米では清潔さが身体的だけでなく道徳的にも重視されていることを踏まえ、日本にも「浴場問題」があるとし、都市の細民の入浴を促すため行政や篤志家による公衆浴場設置を提唱した。また、被差別部落の例を挙げ、公衆浴場経営が住民の生活保障につながることも指摘している。逋信省簡易保険積立金運用課『公設浴場に関する調査』（1921）でも労働者と貧民の生活環境改善に公衆浴場が有効であり、公設浴場が社会政策的に必要であるとされた。1919年に日本初の公設浴場が労働者対策として大阪に設置され、また被差別部落住民に対する「融和事業」としても公設浴場が設置されていた（第3章）。京都では1921年に京都府が、1923年に京都市が公設浴場を「融和事業」として設置する。京都市の場合、被差別部落の水道整備とも関連していた。経営を融和団体に委託し収益は融和団体の資金源となって地域の環境整備などに使用されたが、収益金の執行については市の許可が必要であった。このようにして、融和団体と行政の連携により被差別部落に対する「融和事業」が公設浴場の設置・運営を通して展開された（第4章）。一方東京市では、1923年の関東大震災後の罹災者対策として「仮設浴場」を設置し公衆浴場経営者に運営を委託するという形で、公設浴場事業が本格化した。復興にともない細民の居住地域にある一部を除いて仮設浴場は閉鎖されたが、継続した浴場は公設浴場として民間委託を継続した。公設浴場の入浴料金値下げの決定に対し、民間の公衆浴場営業者の団体である東京浴場組合は波及を恐れて反対したが、東京市は委託経営廃止を盾に値下げを断行した。このように東京市の公設浴場は「東京市設浴場条例」に明記されている通り、東京浴場組合を牽制して入浴料金の高騰を押さえ、住民の入浴を促す装置として機能した（第5章）。以上にみてきたように、近世から湯屋として親しまれてきた公衆浴場は、公衆衛生を都市の住民に浸透させるための施設として、近代以降再定義され制度化されていた。公設浴場はそれが最も顕著な形で実現されたものである。地域によりその展開は異なったが、注目すべき点はいずれも公設民営であり、民間委託した団体や業者の経済支援という側面をもつと同時に、融和団体や浴場組合の権益に行政が介入する契機にもなった点である。本論文では公衆浴場の検討を通して、従来明らかにされてこなかった日本の公衆衛生行政の展開を、制度的に明らかにすることができた（終章）。

#### <論文審査の結果の要旨>

まず歴史的研究対象として公衆浴場の制度史に着眼した独創性が、審査員全員に高く評

価された。日本の公衆浴場は都市住民の生活に浸透した施設として長い歴史を持ち、公衆衛生と密接な関係がありながら、医療との関係が薄いこともあって公衆衛生史の研究対象とされてこなかった。歴史学全般からみても、公衆浴場研究の蓄積は乏しい。公衆浴場は共同での入浴という日常の中でも特殊な身体交渉がある場であり、また水、燃料、労働力の調達など維持コストが大きい、都市生活に不可欠な公共性が高いインフラといえる。このように興味深い複合的性格をもちアプローチが難しい公衆浴場の歴史を、「公設浴場」という切り口から再構成し、公衆衛生史上に位置づけたことは大きな功績といえる。一方で、記述の範囲が限定されたため、公衆浴場という装置が「清潔」をめぐる近代的身体をいかに構築したのか、ポリツイとの関連、さらに水治療や温泉、湯治など入浴全般と衛生・養生との関連の分析など、公衆衛生史として重要なヒストリオグラフィーの論点やトピックへの踏み込みがもっとあってよい、という指摘がなされた。また、社会事業や融和政策としての側面や工業化に伴う労働者の衛生へのまなざしの変化をより書き込むことも、今後の課題として指摘された。文章の硬さにも改善の余地がある。ただし、これらは本論文の学位論文としての価値を損なうものではない。

本論文の審査に関しては、2011年7月8日（金）14:30～15:30に創思館302号室で口頭試問、2011年7月23日（土）14:30～15:30に創思館カンファレンスルームで公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても申請者の回答は適切なものであった。よって、以上の論文審査と口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値すると判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さについて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。また、参照された英語文献により申請者は学位取得にふさわしい外国語能力を十分に備えていると判断される。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断する。